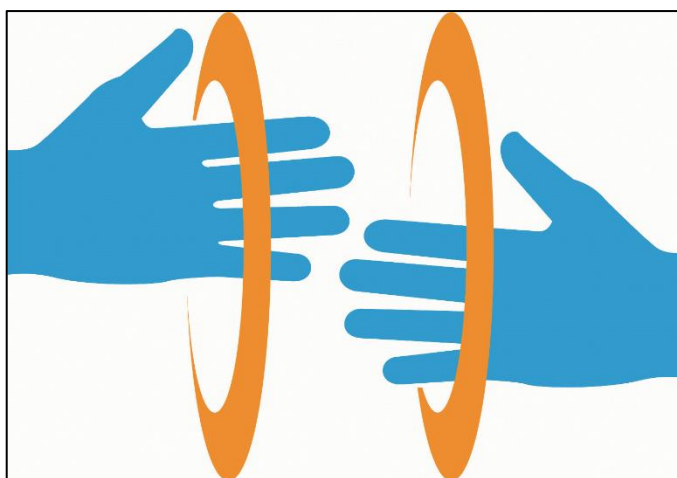


豊中市手話言語アクションプラン

心ひとつに！

～手話でつながるまち・とよなか～



豊中市

令和2年（2020年）2月

目次

I 概要	1
1 豊中市手話言語アクションプラン策定の趣旨・背景.....	1
2 プランにおける手話の定義.....	2
3 プランの基本目標.....	3
4 プランの位置づけ.....	3
5 プランの期間	4
6 施策の推進方針	4
II 豊中市における現状	5
1 聴覚障害のある人の状況	5
2 手話を使い生活を営むろう者への支援の状況	6
3 手話通訳者の状況.....	6
4 手話奉仕員を養成する講師の数.....	7
III 施策の展開	8
1 視覚的情報発信（手話による情報取得・情報発信）	8
2 啓発（手話への理解の促進及び手話の普及）	10
3 意思疎通支援（手話による意思疎通の支援）	11
IV 施策の推進体制	15
V 資料編	15
1 用語解説	15
2 策定の経過（令和元年度）	17
3 参考法令等.....	18

I 概要

1 豊中市手話言語アクションプラン策定の趣旨・背景

障害者基本法第3条第3項では手話が「言語」と規定されています。しかし、そのことが市民に十分に認識されていません。

豊中市では、これまでも手話に関するさまざまな取組を実施してきましたが、市民が手話を習得する、あるいは当事者が情報を得ることのできる機会が十分に確保されていない状況にあります。

平成29年（2017年）3月に、「言語としての手話の認識の普及」および「手話の習得機会の確保」を目的とした「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」（以下、「大阪府手話言語条例」）が制定されました。

これらのことから、大阪府手話言語条例を根拠とし、本市においては手話が言語であるという認識に基づき、手話言語の理解および普及について総合的かつ計画的に施策を推進するため、「手話で人と人がつながる社会の実現」を最終目標とした『豊中市手話言語アクションプラン』（以下、「プラン」という。）を策定しました。

プランの策定にあたっては、豊中市身体障害者福祉会（ろうあ部会）と豊中市障害者施策推進協議会とともに協議・検討を行い、また関西学院大学手話言語研究センターにご助言をいただきました。

最終目標

手話で人と人がつながる社会の実現

スローガン

心ひとつに！

～手話でつながるまち・とよなか～



プランは『豊中市第五次障害者長期計画』の目標像である「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」に向けて、障害のある人だけでなく、障害のない人も手話を習得することで、だれもが手話でつながり理解しあえる地域社会の実現をめざします。

2 プランにおける手話の定義

手話は、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する言語です。

また、音声言語において、国や地域によって言語体系が異なるように手話も世界共通のものではありません。

日本における手話には大きく「日本手話」と「日本語対応手話」の二種類が存在しますが、地域や環境、世代によって幅広い個性があります。

本市においては、豊中市身体障害者福祉会（ろうあ部会）を中心に、日本手話で講習会等さまざまな取り組みを進めてきた経過からプランにおける各事業では主に日本手話を用います。ただし、手話による幅広いコミュニケーションを推進する観点から必要に応じて日本語対応手話についても取り入れ、プランの最終目標である「手話で人と人がつながる社会の実現」をめざします。

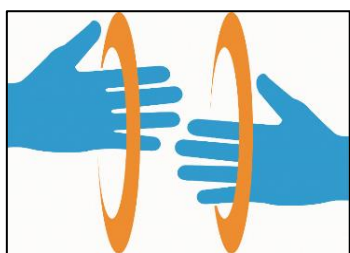
【参考】

日本手話

日本語とは異なる言語体系があり、ろう者（P.15 用語解説①）が構築してきた独自の言語です。手指で示される単語と文法的機能をもつ表情を同時に用いて伝えます。うなずきや表情、眉の上げ下げなど細かな表現を使用します。

日本語対応手話

日本語が基本にあって、それに手指で示される単語を当てはめていくことで相手に伝えるものです。主に日本語を第一言語とする難聴や中途障害により耳が不自由となった方が使用することが多く、日本手話を第一言語とするろう者にとっては伝わらない、あるいは誤解を招くことがあります。



これは、誰にでもひとめでコミュニケーションの手段がわかるよう、全日本ろうあ連盟が策定した「手話マーク」です。5本指で「手話」を表す形、輪で手の動きが表現されています。

ろう者から提示する場合は、「手話で対応をお願いします。」、窓口等で提示する場合は、「手話で対応します。」「手話でコミュニケーションができる人がいます」という意味で使われます。

3 プランの基本目標

プランでは、最終目標の達成に向けて以下の2つを基本目標に設定し、施策の推進に努めます。

なお、令和5年度（2023年度）の次期プラン策定にあたっては、プランの進捗状況をふまえ、段階的に基本目標を再設定しながら進めていきます。

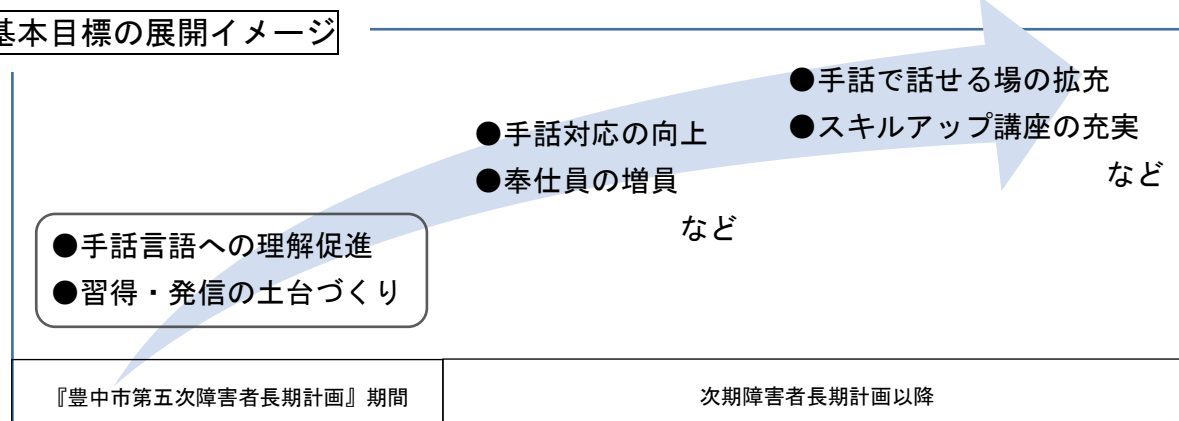
基本目標1 「手話＝言語」の理解を広める

手話が音声言語と同様に意思疎通や情報の取得において大切な役割を担っているという認識を広めるため、啓発に取り組みます。

基本目標2 手話を習得・手話で発信する土台をつくる

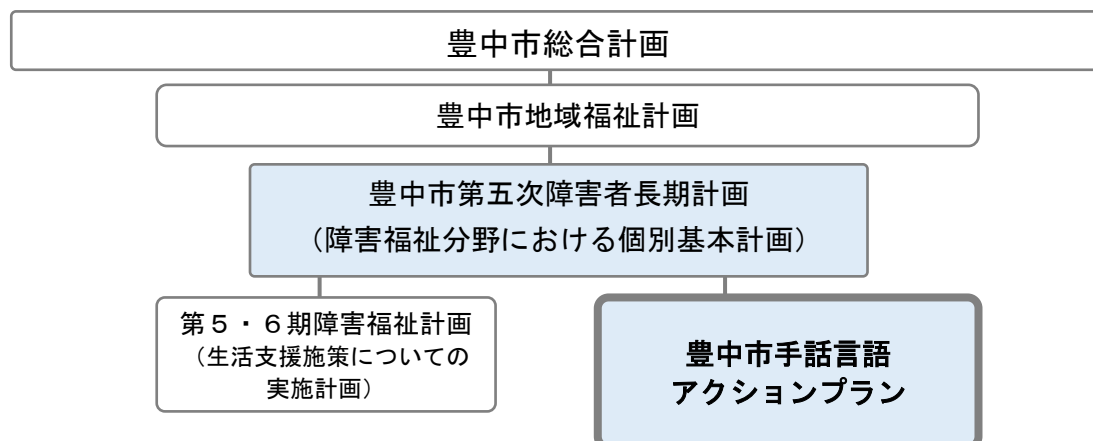
手話に興味・関心を持ってもらうため、講座の受講者数を増やすとともに、講師の養成も行います。また、必要な情報を手話でも発信できるよう取り組みます。

基本目標の展開イメージ



4 プランの位置づけ

プランは、平成30年（2018年）3月に策定した障害者施策の基本的な計画である『豊中市第五次障害者長期計画』の分野別計画として策定しています。

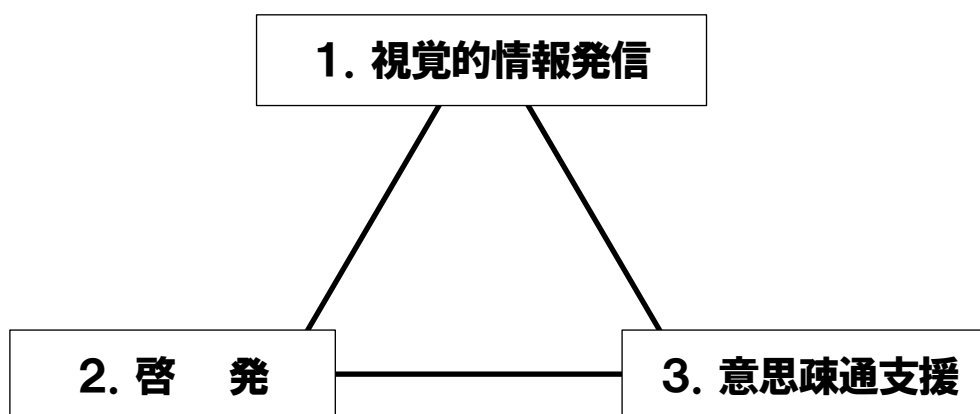


5 プランの期間

プランは、令和2年度（2020年度）から開始し、次期『豊中市障害者長期計画』の策定にあわせて、基本目標も含め、内容の見直しを行います。

	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
障害者長期計画	豊中市第五次障害者長期計画（6年間）					
手話言語アクションプラン	豊中市手話言語アクションプラン					

6 施策の推進方針



プランでは、上図の3つの柱を設定し、これらの要素が独立して事業を進めるのではなく、相互作用により施策を推進できるよう事業を展開します。

1. 視覚的情報発信 (手話による情報取得・情報発信)	1) 手話による情報発信
	2) 市窓口での手話対応の向上
	3) 民間での手話対応の取組支援
2. 啓発 (手話への理解の促進及び手話の普及)	1) 手話に触れる機会の確保
3. 意思疎通支援 (手話による意思疎通の支援)	1) 当事者の手話習得の支援
	2) 手話通訳者の養成及び確保
	3) 手話で相談できる場の確保

Ⅱ 豊中市における現状

表における「年度」は各年度末時点を示しています。

1 聴覚障害のある人（P.15 用語解説②）の状況

身体障害者手帳（P.15 用語解説③）を所持している人の数は平成 31 年（2019 年）3 月末現在で 13,611 人となっており、そのうち代表障害（複数障害がある場合、等級が最も重度の障害種別）が聴覚・平衡機能障害である人は 1,017 人です。

○身体障害者手帳（聴覚・平衡機能障害）所持者数の推移（単位：人）

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
総数	1,054	1,073	1,017
0～17 歳	25	27	26
18～39 歳	56	50	53
40～64 歳	174	176	169
65 歳以上	799	820	769

※平成 30 年度に死亡者・転出者等の整理を行ったため、所持者数の減少となった。

また、年度ごとに身体障害者手帳を新規または障害追加で申請・受領した人数は下表のとおりです。

○年度ごとの身体障害者手帳（聴覚）取得者数の推移（単位：人）

平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
78	77	75

2 手話を使い生活を営むろう者への支援の状況

手話を使う聴覚障害のある人などの社会参加を支援するため、手話通訳者（P.16 用語解説④）を生活の場に派遣しています。また、事前に登録していれば、緊急時の医療機関への派遣も行っています。

○手話通訳者の派遣件数の推移（単位：件）

平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
380	373	504

※緊急時派遣含む。

3 手話通訳者の状況

手話通訳者登録数は年々微増傾向にありますが、講演会等で通訳をする場合はおおむね2人から3人で行うことが多く、手話を必要とする人に対してまだまだ足りない現状です。

○派遣奉仕員登録数の推移（単位：人）

	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
手話通訳者	24	25	28
うち緊急手話 通訳者	14	17	16

4 手話奉仕員 (P.16 用語解説⑤) を養成する講師の数

手話通訳者を養成する講師も年齢に偏りがあり、次世代を担う人の養成が希薄となっているため、広い世代の講師の養成が課題となっています。

○手話通訳者を養成する講師 (※) の推移 (単位：人)

平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)
15	19	25

・講師の要件 (令和元年度)

原則として聴覚障害があり、手話通訳者の養成や、聴覚障害者の社会参加に積極的に取り組んでいる市民。補助講師は要件なし。

A. 主講師

1年以上の手話講習会等での講師経験又はそれに相当する経験をもち、初めて手話を学ぶ人に対して円滑な指導が行え、他の講師を指揮監督し講習会を円滑に履行させることができる人。ただし、経験等がない場合でも、主講師から適切な指導を受けた人は主講師として従事することができます。

B. 補助講師

初めて手話を学ぶ人に対して円滑な指導を行う講師。

※各講座では、3名以上(必要最低限として、主講師1名及び補助講師2名)で従事することとし、補助講師については、必ず1名を本市に登録している手話通訳者が従事することとなっています。

Ⅲ 施策の展開

1 視覚的情報発信（手話による情報取得・情報発信）

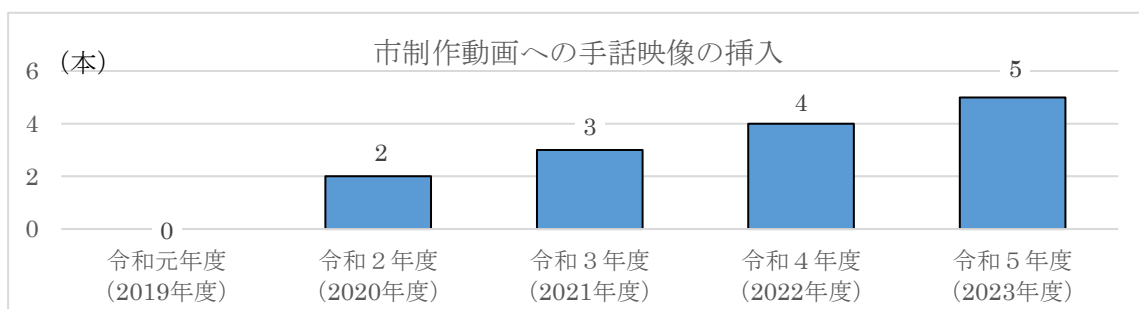
- 市政情報の発信手法の一つとして、本市が制作する動画に手話映像を追加した情報発信を行います。手話による視覚的情報発信を行うことで市民が手話を身近に感じ、以下の「2. 啓発」や「3. 意思疎通支援」の施策との相互作用が期待されます。
- 市民窓口等において手話での対応を向上する取組を進めるとともに、企業や公共サービス機関においても手話対応の取組が進むよう支援を行います。

1) 手話による情報発信

①市制作動画への手話映像の挿入

本市のイベント、くらしを豊かにする情報等を動画で発信する「とよなかチャンネル」において、手話映像を挿入した情報発信を行います。

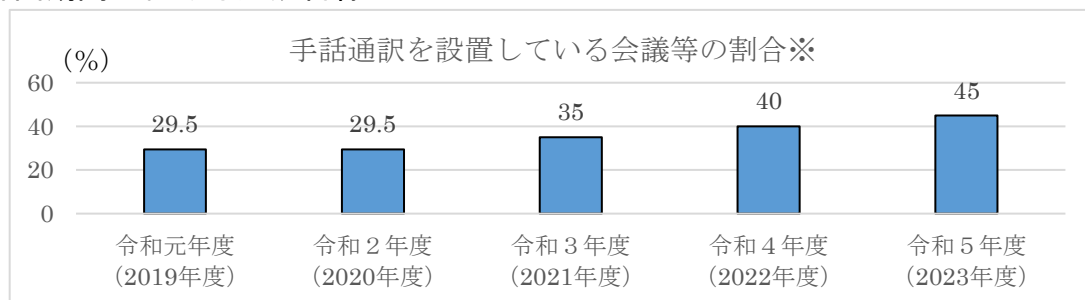
計画期間における達成目標



②会議・イベント時の手話通訳者の設置

本市が主催・共催する会議やイベントにおいて、不特定多数の市民が傍聴、参加する場合、手話通訳者を設置します。

計画期間における達成目標



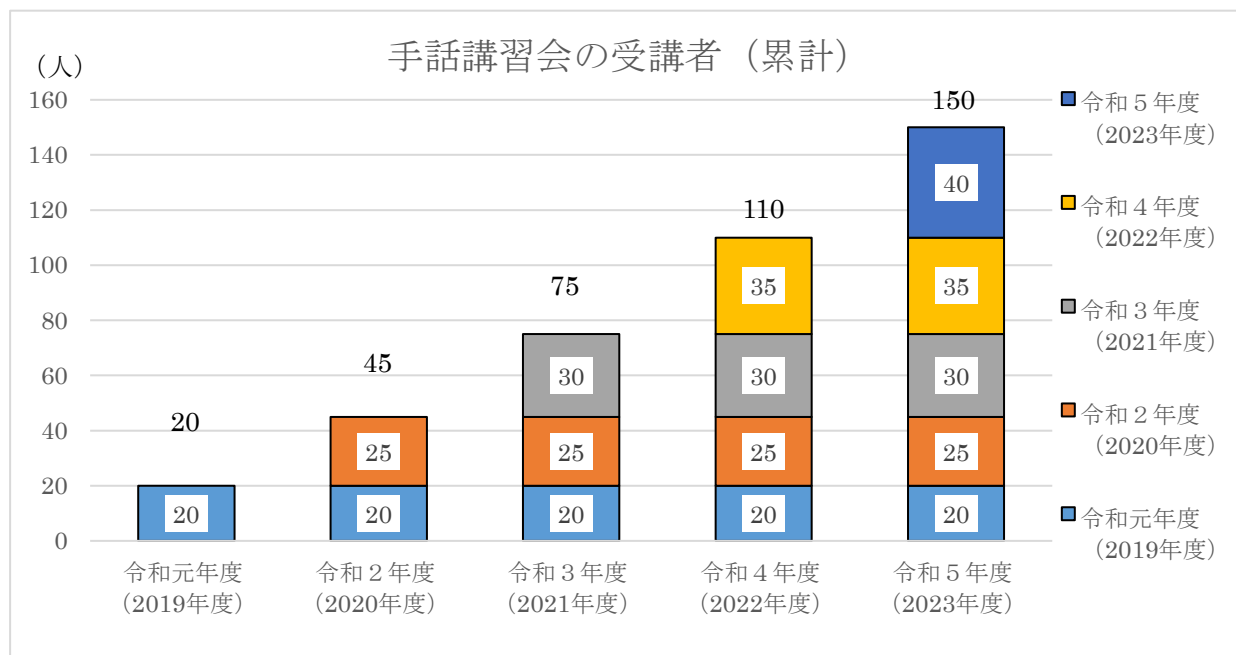
※事前申込制・希望制も含む。

2) 市窓口での手話対応の向上

①市職員向け手話講習会

市職員向けに手話講習会を実施し、手話での簡単な接遇ができる職員の増加をめざして、窓口での手話対応向上に取り組めます。

計画期間における達成目標



3) 民間での手話対応の取組支援

①民間企業等における手話学習への支援

民間企業や公共サービス機関においても手話対応の取組が進むよう、講師の派遣など手話学習への支援を行います。

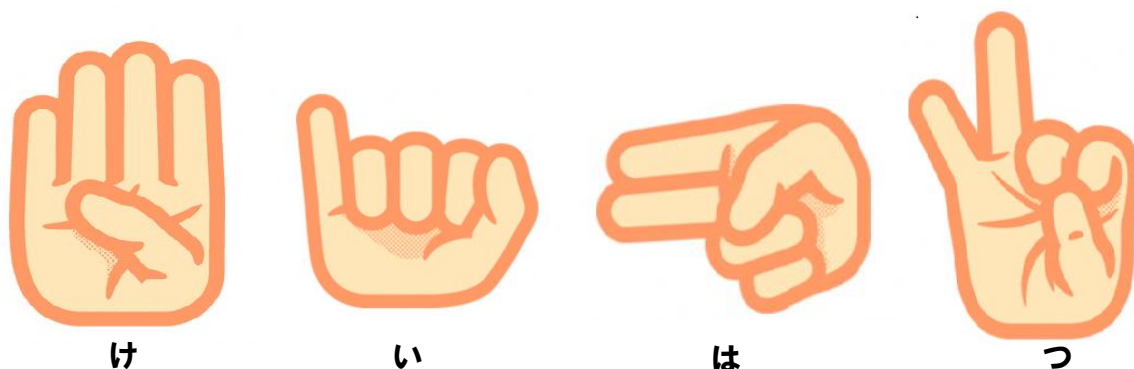
2 啓発（手話への理解の促進及び手話の普及）

○子どもから大人まで多くの人が手話に関心を持ち、手話に触れ親しむことができる機会を設けることにより、手話やろう文化への理解の促進及び普及を図り、地域や日常生活の場面で、手話によるコミュニケーションを取りやすい環境づくりに取り組めます。

1) 手話に触れる機会の確保

①市広報、ホームページ、SNS、印刷物等を活用した手話の普及啓発

市民が手話に親しみをもてるよう、市広報、ホームページ、公式SNSや本市が発行する冊子、リーフレット等の印刷物において、手話に関する情報、単語や指文字のイラスト等を掲載します。



②手話啓発イベントの実施

より多くの市民に知ってもらうため、継続的に手話に関する啓発イベントを実施します。他市町村や関係団体、大学等と連携し、手話の必要性だけでなく手話およびろう文化への興味・関心につながるイベントを企画します。

③こども園、幼稚園、学校等での手話理解の取組支援

子どものころから手話に触れ親しむ機会をつくるため、市内のこども園、幼稚園、学校等で手話理解の取組を行う際、現場での指導の支援、教材の紹介や講師の派遣などを行います。

3 意思疎通支援（手話による意思疎通の支援）

- 聴覚に障害のある乳幼児と保護者や CODA（P.16 用語解説⑥）、難聴や中途障害により手話で生活する人が手話を習得することができる機会を確保し、円滑なコミュニケーションが図れるよう取組を行います。
- ろう者の社会参加を促進するため、手話通訳奉仕員を養成する講師の要件や講座の内容などを整理し、その育成・人材確保に取り組みます。
- ろう者が災害時に避難所などで円滑に意思疎通ができるよう、支援体制の整備を検討します。
- 手話で気軽に相談ができ、緊急時にも手話通訳者を派遣して対応できるよう環境を整備します。

1) 当事者の手話習得の支援

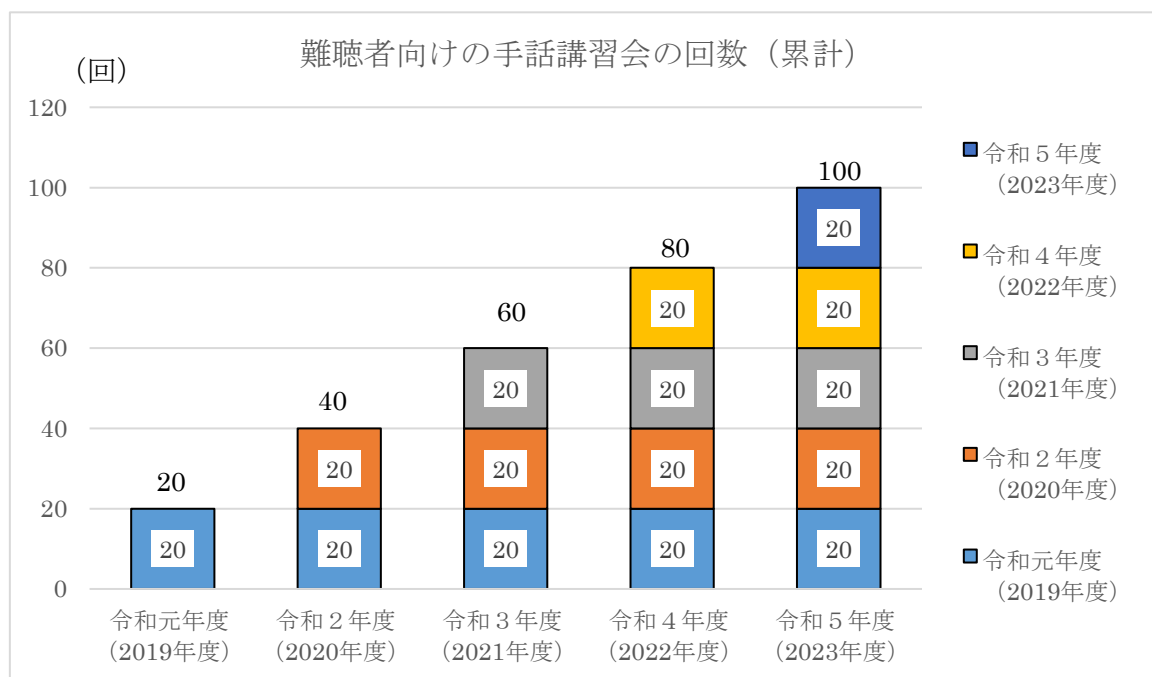
①聴覚に障害のある乳幼児と保護者の手話習得の機会の確保

障害福祉センターひまわりや関係機関と連携し、聴覚に障害のある乳幼児だけでなく保護者も一緒に手話を習得する機会を提供します。（令和3年度から実施。）

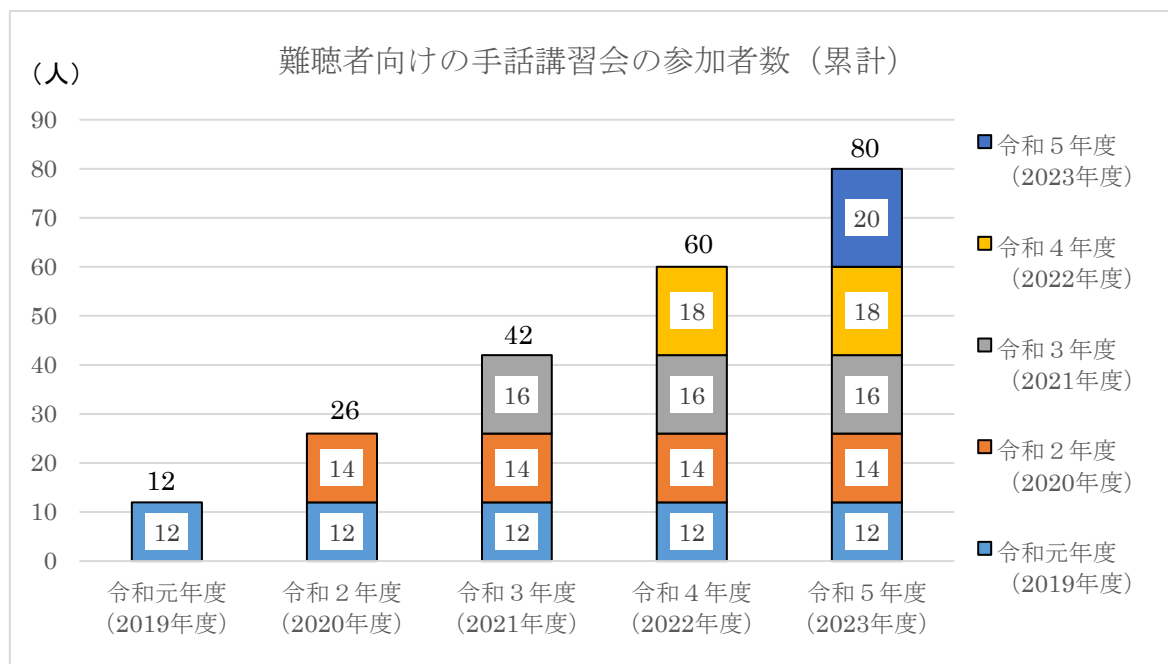
②難聴者向けの手話講習会

病気・事故・加齢などが原因で、耳が不自由になった人を対象に手話を学ぶ機会を提供します。

計画期間における達成目標



計画期間における達成目標

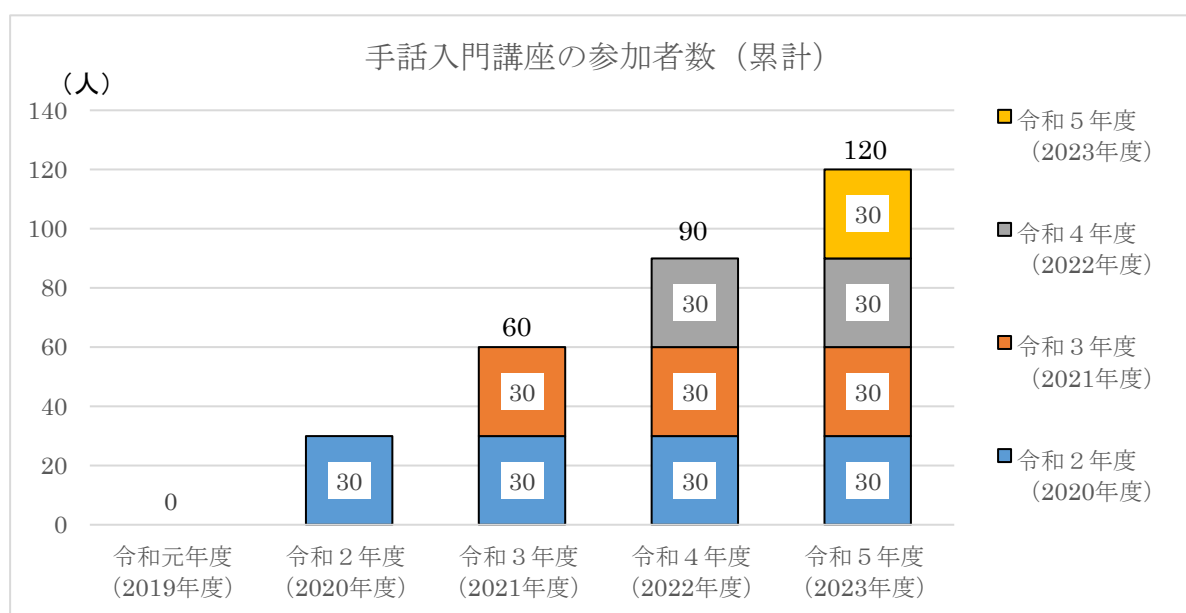


2) 手話通訳者の養成及び確保

①手話入門講座

テーマを絞り、1回で完結する入門講座を行います。手話での簡単なコミュニケーションを学ぶことで、多くの人に手話への興味を持ってもらう取組を行います。

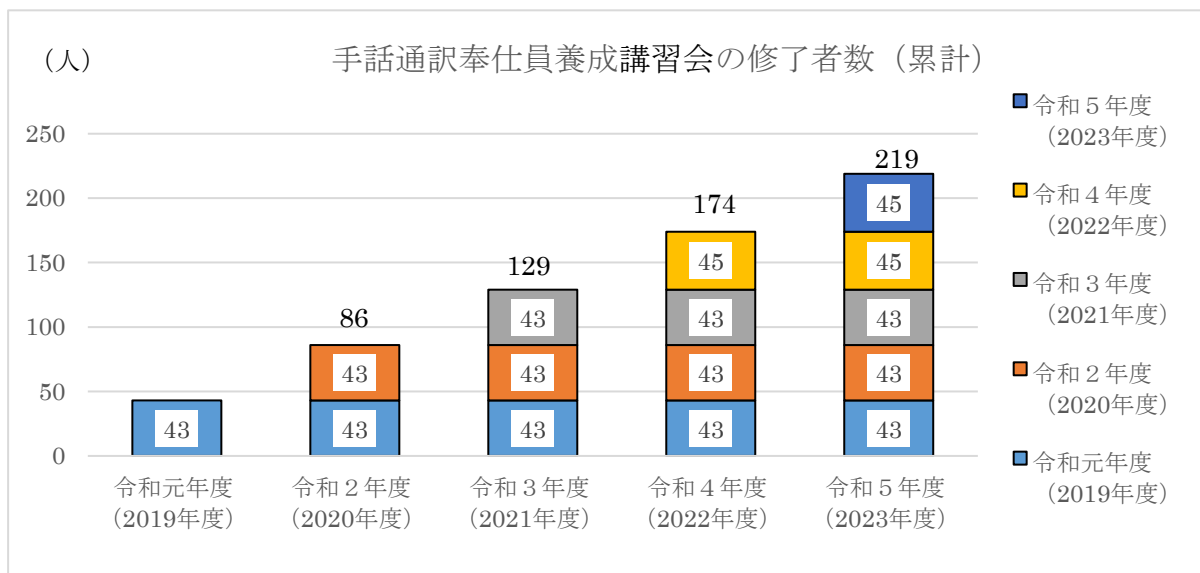
計画期間における達成目標



②手話通訳奉仕員養成講習会

入門課程（手話を初めて学習する人向け）・中級課程（手話を日常的に使用し、聴覚障害のある人と会話ができる人向け）の講座を障害福祉センターひまわりで継続実施し、手話通訳奉仕員を養成します。

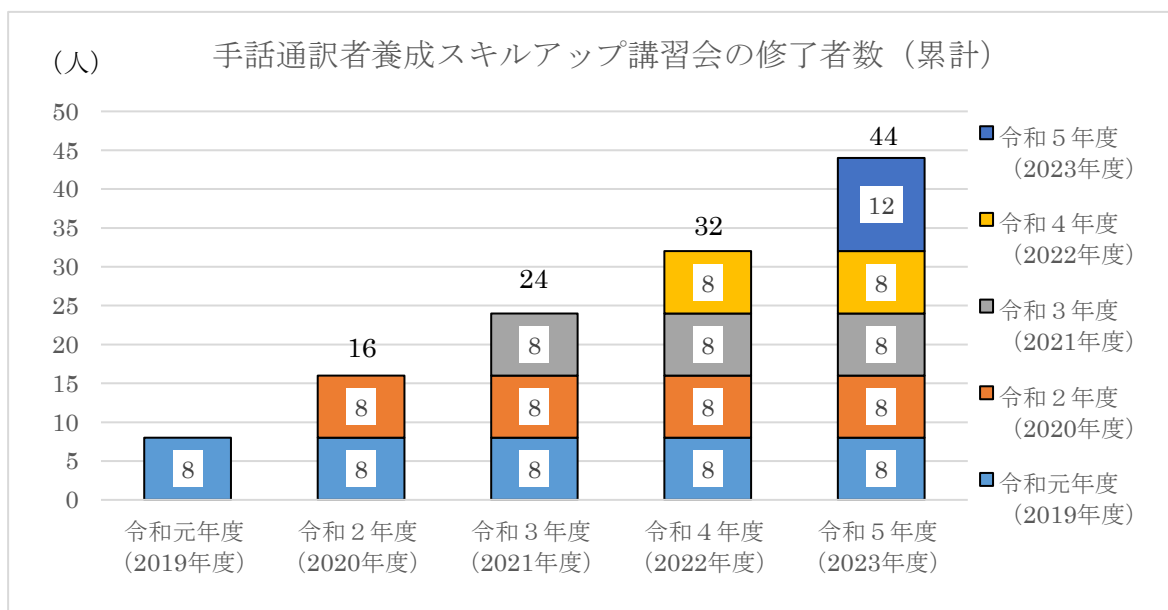
計画期間における達成目標



③手話通訳者養成スキルアップ講習会

手話通訳奉仕員養成講座を修了し、大阪府の手話通訳者養成講座を受講中もしくは受講済みの人向けに行うスキルアップ講習会を継続して行います。

計画期間における達成目標



3) 手話で相談できる場の確保

①聴覚障害者相談員による福祉・生活相談

聴覚障害のある人が聴覚障害者相談員に相談しやすくなるよう ICT の活用や場所の提供など環境を整備します。

②手話通訳者派遣

日常生活で困ったときや講演会・イベントなどに手話通訳者を派遣し、聴覚障害のある人が情報を正確に得られると同時に、当事者以外の人への啓発も期待されます。また、緊急時にも派遣を行います。

IV 施策の推進体制

プランの推進にあたっては、事業の実施状況について『豊中市第五次障害者長期計画』と合わせて年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直し等について検討を進めます。また、検討にあたっては各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「障害者施策推進協議会」および庁内組織である「障害者施策推進連絡会議」、豊中市身体障害者福祉会ろうあ部会をはじめとした障害者団体等からの意見を聴取します。

V 資料編

1 用語解説

①ろう者

手話を主として使用し、生活を営む聴覚障害のある人。

②聴覚障害者、聴覚障害のある人

聴覚障害により日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人。

③身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上障害がある人に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。

参考（聴覚障害等級）

- | | |
|--------|--|
| 聴覚 2 級 | 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100dB 以上のもの（両耳全ろう） |
| 聴覚 3 級 | 両耳の聴力レベルが 90dB 以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） |
| 聴覚 4 級 | 1. 両耳の聴力レベルが 80dB 以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）
2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50%以下のもの |
| 聴覚 6 級 | 1. 両耳の聴力レベルが 70dB 以上のもの（40cm 以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）
2. 一側耳の聴力レベルが 90dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの |

※音の大きさ 100dB：耳元での叫び声、80dB：大きな声での会話、
60dB：普通の話し声 40dB：静かな会話、30dB：ささやき声

④手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された人。

※手話通訳士

厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験に合格し、「手話通訳士」として登録された人。

⑤手話奉仕員

市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された人。

⑥CODA（コーダ）

「Children Of Deaf Adults」の略称。耳の聞こえない親のいる、耳が聞こえる子ども。

2 策定の経過（令和元年度）

月 日	検 討 内 容
6月29日	豊中市身体障害者福祉会（ろうあ部会）との策定スケジュールの確定
7月21日	豊中市身体障害者福祉会（ろうあ部会）とのプラン骨子素案の内容
7月24日	関西学院大学手話言語研究センターでプラン策定についての説明
8月7日	障害者施策推進連絡会幹事会にてプラン骨子素案・策定スケジュールの提示
9月1日	豊中市身体障害者福祉会（ろうあ部会）とのプラン骨子素案の内容
9月9日	関西学院大学手話言語研究センターでプラン骨子素案の内容
10月2日	豊中市障害者施策推進連絡会議にてプラン骨子素案の検討・策定スケジュールについての説明
10月19日	豊中市身体障害者福祉会（ろうあ部会）とのプラン素案の検討
11月18日	関西学院大学手話言語研究センターでプラン素案の内容
12月13日	豊中市障害者施策推進協議会にてプラン素案の内容
1月15日～ 2月5日	『豊中市手話言語アクションプラン』（素案）市民意見募集実施
2月	『豊中市手話言語アクションプラン』策定

3 参考法令等

1) 障害者基本法（抜粋）

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

2) 大阪府言語としての認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例

（目的）

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三条第三号の規定により手話が言語とされているにもかかわらず、そのことが府民に十分に認識されていないこと、及びそのことにより手話を習得することのできる機会が十分に確保されていないことに鑑み、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、手話が言語であるという認識の下、聴覚に障害のある者（以下「聴覚障害者」という。）のほか、聴覚障害者と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって府民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（言語としての手話の認識）

第二条 府は、府民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発に努めるものとする。

2 府民は、手話を言語として認識するよう努めるものとする。

（手話を習得する機会の確保）

第三条 府は、市町村、聴覚障害者の日常生活及び社会生活の支援を行う民間の団

体並びに学識経験のある者と協力して、聴覚障害者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得することのできる機会の確保を図るものとする。

(学校による手話の習得の機会の確保への支援)

第四条 府は、聴覚障害者が在学する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）による次に掲げる教育活動において手話を習得することのできる機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定する総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動

二 部活動その他の教育課程でない教育活動

(事業者による手話の習得の機会の確保への支援)

第五条 府は、聴覚障害者が勤務する事業者による手話を習得することのできる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

3) 豊中市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、豊中市に障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項第4号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 第2項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2

年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、第2項第4号の委員を除き、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 協議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市規則で定める。

4) 豊中市障害者施策推進協議会規則

第1条 この規則は、豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）第5条の規定に基づき、豊中市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

第4条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会又は部会の議事に関

係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

5) 豊中市障害者施策推進連絡会議設置要綱（抜粋）

（目的）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき本市が策定する豊中市障害者長期計画（以下「長期計画」という。）その他本市における障害者施策の総合的な推進（以下「障害者施策推進」という。）に必要な体制を整備するため、豊中市障害者施策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会議は、全庁的な障害者施策推進に係る事務を所掌する。

（組織）

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に福祉部長を、副委員長には委員長が指名した者を充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者とする。

（運営）

第4条 委員長は連絡会議を総理する。

2 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

4 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

（幹事会）

第5条 連絡会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、障害者施策推進に関する全庁的な課題の検討及び横断的な取り組みに係る事務を所掌する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

- 4 幹事長に福祉部長を、副幹事長には福祉部障害福祉課担当次長を、幹事は別表2に掲げる職にある者とする。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。
- 6 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

別表1

委員一覧

委員	危機管理監 総務部長 市民協働部長 健康医療部長 こども未来部長 都市計画推進部長 教育委員会事務局長 教育委員会事務局教育監
----	--

別表2

幹事一覧

幹事	危機管理課	危機管理課長
	総務部	行政総務課長、人事課長
	市民協働部	くらし支援課長
	福祉部	地域共生課長、障害福祉課長、長寿安心課長
	健康医療部	健康政策課長、保健予防課長、母子保健課長
	こども未来部	こども相談課長
	都市計画推進部	住宅課長
	教育委員会事務局	社会教育課長、読書振興課長、児童生徒課長

豊中市手話言語アクションプラン

令和2年(2020年)2月

編集・発行 豊中市

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号
電話 06-6858-3354 FAX 06-6858-1122